

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が、令和5年6月20日付けで行った本庄市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成18年本庄市条例第175号。以下「本件条例」という。）第6条の規定に基づく負担金の賦課について、処分庁本庄市長（上下水道部下水道課）（以下「処分庁」という。）が行った「令和5年度本庄市都市計画下水道事業受益者負担金決定通知書」に係る処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和5年6月1日付けで行った本件条例第6条第1項の規定による下水道事業受益者負担金賦課処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が本件対象地上の建物が空き家であることを理由に、本件処分を不服として審査請求を行った事案である。

### 第3 事実関係

#### 1 処分の内容及び理由

処分庁は、令和5年4月3日、本件条例第5条に基づき、下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）の賦課対象区域として、本件対象地を含む地域を公告した（令和5年本庄市告示第155号）。

処分庁は、令和5年4月17日付けで、審査請求人に対し本件対象地に係る受益者申告書を送付したが、審査請求人から令和5年5月8日の提出期限までに申告がなかった。

処分庁は、本庄市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成18年本庄市規則第144号。以下「本件規則」という。）第4条により、不申告の場合は申告によらないで申告すべき事項を認定することができることとされていることから、公簿により土地所有者である審査請求人を本件対象地の受益者と認

定し、本件条例第6条第3項に基づき、令和5年6月1日付けで、審査請求人に対し本件処分を通知した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

本件対象地上の建物は空き家であり、汚水等は一切発生しないため、自分は受益者になっていないので、今すぐに受益者負担金を支払う必要性を感じない。審査請求人が当該建物に住み始めるまでの間、受益者負担金の支払を猶予してほしい。

また、現に経済的に苦しくて、受益者負担金を支払うことができない。

##### 2 処分庁の主張

本件処分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び本件条例に基づき適法かつ適正に行った結果であるから、本件請求は棄却されるべきである。

また、受益者負担金の徴収猶予については、審査請求人が本件規則別表第1に定める基準のいずれにも該当せず、「経済的に苦しい。」ということだけを理由にして受益者負担金の徴収猶予を受けることはできない。

#### 第5 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員の意見

本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

##### 2 審理員意見の理由

(1) 審査請求人を本件対象地に係る受益者と認定したことに違法又は不当となる点があるか否かについて

下水道の整備により下水を排除できる地域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者は、整備地域の環境の改善、利便性・快適性の向上、土地の利用価値の上昇等の利益を受けることができる。そのため、当該土地の所有者を「受益者」と認定して、下水道事業費の一部を負担させることができるというのが都市計画法第75条第1項の趣旨であり、市町村は、同条第2項に基づく条例で定めることにより、下水道の整備によって利益を受ける土地の所有者から受益者負担金を徴収することができるものとされている。

「受益者」については、本件条例第2条第1項に定義があり、受益者とは、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいうものとしている。

次に、排水区域内の土地に係る受益者が誰であるかについては、本件条例第5条に規定する公告の日現在において賦課対象区域内に土地を所有する者の申

告により認定し（本件規則第3条第1項）、不申告の場合は申告によらないで申告すべき事項を認定することができることとされ（本件規則第4条）、具体的には公簿に基づいて認定することになる（本件規則様式第1号《注意》の4）。

これを本件についてみると、処分庁は、本件条例第5条に規定する公告の日である令和5年4月3日現在における本件対象地の所有者が審査請求人であることを公簿（登記記録）から把握し、同年4月17日付けで審査請求人に対し受益者申告書の用紙を送付したが、提出期限である同年5月8日までに申告がなかったため、申告によらず公簿から把握した情報により審査請求人を本件対象地の受益者と認定するに至っており、これらは定められた手続に沿って適法になされたものと認める。

つまり、本件対象地は、排水区域内に存し、本件条例第5条の規定により受益者負担金の賦課対象区域として公告された地域内の土地であり、本件下水道事業により本件対象地の利便性が向上し、利用価値が高まることから、その所有者である審査請求人が利益を受けることは明らかである。したがって、審査請求人を本件対象地に係る受益者と認定し、本件条例の規定に基づいて下水道事業費の一部を負担させることは合理的であるといえる。

これに対し、審査請求人は、本件対象地を所有していることについては争っていないが、本件対象地上の建物は空き家であり、汚水等は一切発生しないので、自分は受益者になっていないと主張する。

しかしながら、前述のとおり、受益者に該当するか否かは、排水区域内の土地であって、本件条例第5条に基づく賦課対象区域内の土地を所有していること自体をもって決まるのであり、このことは、所有する土地上の建物を使用しているか否かに左右されるものではない。

また、受益者負担金は、下水道の整備により利益を受ける土地に係るものであり、使用水量に応じて支払う下水道使用料とは性質が異なるため、土地上の建物が空き家であって下水道を使用していないとしても、あくまでその土地の所有者に受益者負担金を負担する義務がある。

以上により、審査請求人が本件対象地上の建物を使用していないとしても、審査請求人が本件対象地に係る受益者であるとの認定は覆ることはなく、処分庁が本件条例の規定に基づいて審査請求人を受益者と認定したことは妥当であり、違法又は不当となる点は認められない。

## （2） その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否かについて

登記記録によれば、本件対象地の面積は、1167.14平方メートルであると確認できる。そうすると、処分庁が、本件条例第4条の規定に基づき、土地の面積に1平方メートル当たり300円を乗じ、本件対象地に賦課する受益者負担金の額を350,140円（本件規則第19条第1号の規定に基づき、10円未満の端数全額を切捨て）と算出したことは、適正である。

審査請求人は、現に経済的に苦しく、生活をするの方が大事であり、受益者負担金を支払うことはできない旨を主張するが、名古屋地方裁判所平成26年10月2日判決によれば、都市計画法第75条第1項所定の「著しく利益を受ける者」に該当するかどうかの判断が、その者の支払能力によって左右されるものではないことは明らかである、とされている。

したがって、本件処分により賦課された受益者負担金が、審査請求人にとって負担が困難であると感じる金額であるとしても、そのことにより本件処分が違法又は不当となるものではない。

また、審査請求人は、本件対象地が面する公道に処分庁が勝手に下水道本管を布設したのであり、自分には無関係なので、受益者負担金を支払う義務はない旨についても主張している。

しかしながら、本件下水道事業は、都市計画法、下水道法（昭和33年法律第79号）等に定められた手続を経て計画的に実施しており、処分庁が恣意的に行っているものではない。

したがって、審査請求人の上記主張には理由がなく、採用することはできない。

よって、本件審査請求には理由がないから、1 審理員意見のとおりである。

## 第6 調査審議の経過

令和 5年12月12日 審査庁から諮問書の受理

令和 6年 1月10日 審議

令和 6年 2月 7日 審議

## 第7 答申の理由

### 1 審査会の判断の理由

#### (1) 本件処分の事実について

処分庁は、公共下水道に係る都市計画事業の実施に当たり、当該事業に要する費用の一部に負担金を充てるため、本件条例第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域として、本件対象地である本庄市〇〇〇〇〇地内の土地を含む区域を公告した。

処分庁は、受益者負担金を賦課するため、当該賦課対象区域内の土地に係る受益者に対し、本件規則第3条第1項の規定により、提出期限を定めて下水道受益者申告書を送付した。

期限までに申告がなかったため、処分庁は、本件規則第4条の規定により、申告すべき事項を認定し、本件対象土地の所有者である審査請求人に対して本

件処分を行った。

なお、受益者負担金の額の算出についても、審理員意見書のとおり適正に行われていることを確認した。

定められた手続に沿って適法になされた以上の事実は、争いがないことが認められる。

## (2) 受益者について

受益者とは、本件条例第2条第1項の規定により、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者と定義している。受益者に該当するか否かは、排水区域内の土地であって、本件条例第5条に基づく負担金賦課対象区域内の土地を所有していること自体をもって決まるのであって、当該土地上の建物を使用しているか否かに左右されるものでないことは、審理員意見書のとおりである。

また、下水道の整備により排水区域内の土地の所有者は、整備地域の環境の改善、利便性・快適性の向上、土地の利用価値の上昇等の利益を受けることができるため、当該土地所有者を受益者と認定し、下水道事業費の一部を負担させることができることが都市計画法第75条第1項の趣旨である。名古屋地方裁判所平成26年10月2日判決によれば、原告が下水道事業受益者負担金の支払いが極めて困難であることなどとして「著しく利益を受ける者」には該当しないと主張に対し、都市計画法第75条第1項の所定の「著しく利益を受ける者」に該当するかの判断は、その者の支払能力によって左右されるものではないことは明らかであるとしている。

よって、審査請求人が受益者に該当することは明らかである。

## 2 審査会の結論

以上の理由から、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 3 その他

第4の「1 審査請求人の主張」にあるとおり、「建物は空き家であり、(中略)審査請求人が住み始めるまでの間、受益者負担金の支払を猶予してほしい」と述べている。事件記録からも受益者負担金の徴収猶予に関してのやり取りがみられるが、本件処分に係る徴収猶予の申請をしていないため、もとよりその申請に対する処分が存在しないことから、当審査会としては本件処分決定についてのみ審議し、徴収猶予に関しては言及しない。

処分庁をはじめ行政庁にあっては、行政手続に関してより丁寧な対応に努めるべきである。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、増井 武文、羽田 真